

平成21年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

《本年の給与勧告のポイント》

月例給、ボーナスともに引下げ

～ 平均年間給与は△15.7万円（△2.31%）、平成15年の平均△18.2万円（△2.54%）に次ぐ過去2番目に大幅な引下げ

- ① 民間給与との較差（△0.19%）を解消するため、月例給の引下げ改定（3年振り）
～ 初めて給料表を明示した勧告を実施
- ② 6年振りに期末・勤勉手当（ボーナス）の引下げ（△0.35月分）

1 職種別民間給与実態調査

市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の447事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された110事業所について調査を行うもの

2 民間給与との比較

(1) 月例給

較差△784円（△0.19%）〔昨年44円（0.01%）〕

民間給与	職員の給与	較差
411,946円	412,730円	△784円（△0.19%）

(2) 特別給

民間支給割合	職員の支給月数	差
4.17月分	4.50月分	△0.33月分

3 本年の給与の改定

(1) 月例給

ア 行政職給料表(1) 給料月額の引下げで較差を解消することとし、平均改定率を0.21%として引き下げる。ただし、若年層については改定を行わない。一方、管理職層である6級以上は平均より大きく概ね0.30%引き下げる。

イ 行政職給料表(1)以外の給料表 行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引下げ改定。ただし、医療職給料表(1)については、医師の処遇を確保する観点から改定を行わない。

ウ 保障する給料月額 行政職給料表(1)の平均改定率0.21%により一律に引き下げる。

エ 諸手当 特段の必要性が認められないことから、改定を行わないことが適当である。

(2) 期末・勤勉手当

民間の特別給の支給割合（4.17月分）が、職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.50月分）を下回っていることから、0.35月分引き下げ、4.15月分とする。

なお、本年5月18日の意見の申出に基づく特例措置により凍結した6月期の支給月数（0.20月分）は支給しないこととし、12月期の支給月数を0.15月分引き下げる。

(3) 改定の実施時期等

職員の給与と民間給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を講じた上、この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施する。

(4) その他の課題

- ア 住居手当 民間事業所における支給状況を考慮するとともに、国及び他都市の動向を勘案し、本市における制度の趣旨も踏まえて適切に対応していく必要がある。
- イ 教員特別手当及び教員特殊業務手当 国の義務教育費国庫負担金の見直し状況等を考慮し、教員特別手当の引下げ改定及び教員特殊業務手当の引上げ改定について、検討する必要がある。

4 人事管理に関する報告及び意見

(1) 多様で有為な人材の確保 就職説明会の成果等により、昨年に引き続き受験者数が増加している。

(2) 人材の育成

- ア 人事評価制度 本格運用開始から4年目を迎えることから、今後とも適切に実施していくことが必要である。
- イ 係長昇任選考 高い受験率を維持しており、職員の昇任意欲は十分に高いものと考えられる。
- ウ 管理監督者の早期育成 組織力を持続・向上するためには、早い時期からの能力開発が必要である。

(3) 勤務環境の整備

- ア 時間外勤務の縮減 1箇月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合を引き上げ、抑制を図る。
- イ 両立支援の推進 育児休業、育児短時間勤務制度等が取得しやすいよう取組を推進する必要がある。
- ウ メンタルヘルス対策 引き続き防止に重点を置き、早期に気づきケアすることも重要である。

(4) 公務員倫理の確保 市民からの負託を受けて仕事をしている前提を常に意識することを強く要望する。

【参考】

1 モデル給与例

(単位：円)

職務段階	年齢	扶養親族	勧告前		勧告後		年間給与額 の差
			月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	30歳	配偶者	291,700	4,745,000	291,100	4,639,000	△ 106,000
係長	40歳	配偶者、子2	433,000	7,156,000	432,200	6,990,000	△ 166,000
課長	50歳	配偶者、子2	619,800	10,303,000	618,400	10,054,000	△ 249,000
局長	58歳	配偶者	760,700	12,915,000	759,000	12,590,000	△ 325,000

※1 モデル給与例の月額は、給料、扶養手当、地域手当（12%）、住居手当（自宅居住者）及び管理職手当（局長は1種及び課長は8種）を基礎に、年間給与は、これらに加え、期末・勤勉手当を基礎に算出した。

※2 額については、月額は百円未満を、年間給与及びその差は千円未満を四捨五入している。

※3 勧告前の年間給与は、本年6月に支給する期末・勤勉手当について、0.20月分を凍結する特例措置を実施する前の額で算出した。

2 給与勧告に伴う職員の平均給与月額

勧告前の給与月額	改定額	勧告後の給与月額	平均年齢
412,730円	△ 784円	411,946円	41.8歳

3 給与勧告に伴う職員の平均年間給与

勧告前の平均年間給与	勧告後の平均年間給与	平均年間給与の減少額
6,810,000円	6,653,000円	△ 157,000円 (△ 2.31%)

4 給与勧告に伴う所要額（見込）

- (1) 企業職を除いた場合 約△16億8,000万円
- (2) 企業職を含んだ場合 約△20億7,000万円

問い合わせ先 人事委員会事務局調査課
電話 044-200-3341